

令和4年10月25日

高知市環境基本条例の改正について

1. 背景と概要

(1) 条例制定当時の背景

制定当時、環境問題の構造変化や地球環境保全への主体的な取組の必要性が生じ、従来の環境施策の中心であった規制的手法だけでは、問題の解決に向けた対応に限界があり、新たな観点からの施策展開が必要となってきた。

そうした状況を踏まえ、国においては、平成5年11月に環境を総合的にとらえて、計画的に環境施策を講じていくために、「環境基本法」が制定された。本市においても、この法律の趣旨を踏まえ、本市の自然的社会的特性に応じた環境施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みとして、平成9年4月1日に「高知市環境基本条例」を制定した。

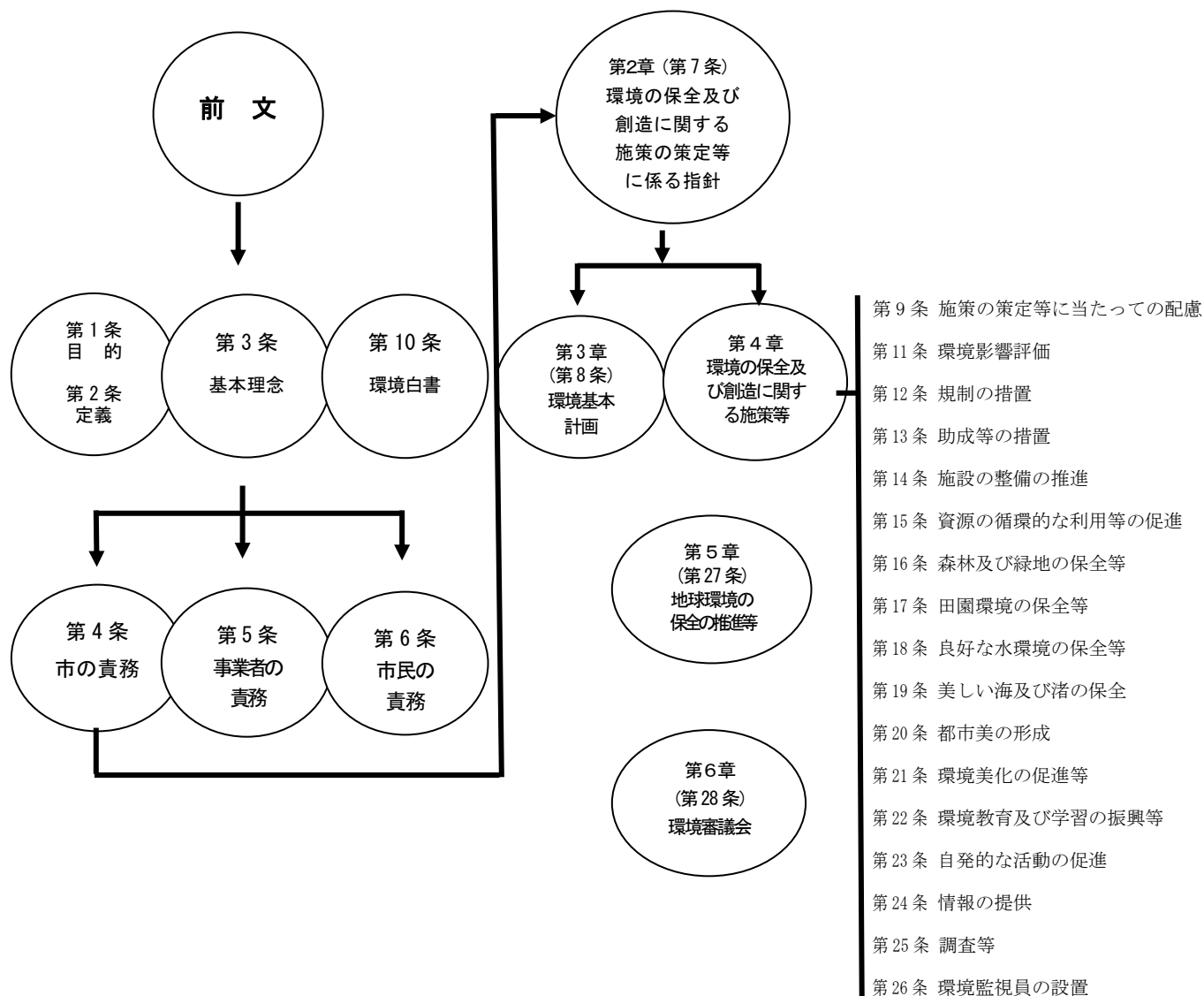
(2) 法と条例

「環境基本法」は、国の環境政策の方針等を規定したもの。一方、「高知市環境基本条例」は地方自治法（第14条第1項条例制定権）を根拠とし、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を創っていくという環境基本法の趣旨に沿いながら、環境の保全及び創造について、本市の自然的社会的条件に応じて、施策の方向性等を定めたものである。両者は競合ないし補完関係にあるものではなく、法及び条例がそれぞれ適用される。

(3) 条例改正に至った経過

- 条例制定から25年が経過し、環境をとりまく状況は目まぐるしく変化している。
- とりわけ地球温暖化対策に関しては、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、取組が加速している。
- しかしながらこの間、環境基本法においては、地球温暖化対策を含め、地球環境の保全の推進等に関する条項の改正はなされていない。（平成30年の気候変動適応法、平成20年の生物多様性基本法など各種法律の公布に伴う中央環境審議会のつかさどる事務の追加に関する一部改正はあり）
- 本市の環境基本条例では、環境基本法の趣旨を踏まえて、本市の自然的社会的条件に応じた具体的な施策を「第4章 環境の保全及び創造に関する施策等」で独自に規定している。
- 地球温暖化対策については、地球規模の環境課題として、「第5章 地球環境の保全の推進等」に基づき、施策の推進に努めることとしており、国の環境基本法においても、同様の構成となっている。

(参考) 高知市環境基本条例の構成



2. 検討事項

「1. 背景と概要」を踏まえ、地球温暖化対策について、「高知市環境基本条例」に独自に規定する必要があるか事務局にて検討し、次回審議会でお諮りしたいと考えている。